

第80回日本弁護士連合会市民会議議事録

日 時：2024年（令和6年）7月22日（月）午後3時～午後4時35分

場 所：来賓室

出席者：（委員）

議 長 北川 正恭（早稲田大学名誉教授）

副議長 河野 康子（一般財団法人日本消費者協会理事、NPO法人消費者スマイル基金理事長）

委 員 井田 香奈子（朝日新聞論説委員）

伊藤 明子（公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター顧問、前消費者庁長官）

吉柳 さおり（株式会社プラチナム代表取締役、株式会社ベクトル取締役副社長）（Zoom出席）

清水 秀行（日本労働組合総連合会事務局長）

林 香里（東京大学理事・副学長）

（日弁連）

会 長 淵上 玲子

副会長 飯岡 久美、田下 佳代

事務総長 岡田 理樹

事務次長 菊池 秀、佐内 俊之、中村 新造、井崎 淳二、妹尾 孝之、
笹沼 波

広報室室長 田中 和人

広報室嘱託 荒谷 真由美

1. 開会

（佐内事務次長）

それでは、定刻になりましたので第80回日弁連市民会議を始めさせていただきます。司会を務めます事務次長の佐内です。よろしくお願いいたします。

本日の議題は、「選択的夫婦別姓制度の実現に向けた取組について」です。本日の配布資料を机の上に置かせていただいております。資料番号80-1と80-2、「選択的夫婦別姓制度の実現に向けた取組について」というタイトルのものです。

2. 淵上玲子日弁連会長挨拶

（佐内事務次長）

それでは、はじめに日弁連会長の淵上玲子から、一言ご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

(湖上会長)

委員の先生方、本日は大変お暑いところ、日弁連まで足をお運びいただきまして、本当にありがとうございます。私が会長になってから初めての市民会議ということで、一言ご挨拶をさせていただきます。

2017年に日弁連の副会長を務めたときも市民会議を担当し、何人かの委員の方とお目にかからせていただいたかなと思います。2020年度、2021年度とコロナ禍の中で日弁連の事務総長を務めたときにも、また皆様とご一緒する機会をいただきました。

私自身、初めての日弁連女性会長ということで、いろいろなところから注目をいただき、特にマスメディアからの取材も多く、あちらこちらに顔を出させていただいております。

いつもこの市民会議で言われておりますのは、日弁連はいろいろなことをやっている割には、市民に知られていないということ、その発信力の問題について、先生方から本当にたくさんのご意見をいただいていたと思っております。

その点、この数か月だけは、私が取材を受けることで、日弁連の広報としてあちらこちらに出ることができたと思っております。このように日弁連の取組について、少しでも社会に発信できるよう今後も務めさせていただければと思っております。私ができる範囲で、スピーカーソンという役割を担っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、初めての女性会長ということで、日弁連内部の男女共同参画の推進だけではなく、社会全体における男女共同参画の推進が必要である、それを担うのが私の責任であるということをあちらこちらで申し上げておまして、その中の一つの具体的な政策が選択的夫婦別姓制度の実現というものです。

本日は、このテーマについて日弁連の取組をご説明させていただき、委員の皆様からのご意見をいただこうと思っております。実現に向けて様々な準備、取組をしようとしておりますので、是非ともご理解をいただければと思います。

また、6月14日に開催しました日弁連の定期総会では、刑事司法改革で積み残された問題の一つである全事件・全過程における取調べの可視化と取調べへの弁護士立会権の実現についても決議を採択いたしました。人質司法と言われている現在の刑事裁判の制度を改革していくために、本当に必要な政策であると思っております、これにつきましても是非とも実現していきたいと思っております。

限られた時間ではありますが、よろしく願いいたします。

(佐内事務次長)

会長、ありがとうございました。

ここで、冒頭に恐縮ですけれども、本年6月1日付けで事務次長に就任いたしました妹尾孝之が出席しておりますので、一言ご挨拶させていただきたいと存じます。妹尾事務次長、よろしく願いします。

(妹尾事務次長)

6月から事務次長に就任いたしました神奈川県弁護士会所属の妹尾孝之と申します。業務としては、刑事関係ほぼ全般と消費者問題対策、それから男女共同参画推進本部等を担当しております。よろしくお願いいたします。

(佐内事務次長)

ありがとうございました。それでは、北川議長、以降の進行をよろしくお願いいたします。

3. 議事

議題 (1) 選択的夫婦別姓制度の実現に向けた取組について

(北川議長)

皆様こんにちは。お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。それでは、第80回の市民会議を開会させていただきます。

なお、本日は清水委員の随行で、連合の職員の方が傍聴されておりますので、ご了解をいただきたいと思います。

それでは、早速議題に入りますが、お手元に配布された次第のとおり進めさせていただきます。

本日の会議は、1議題です。

それでは、本日の議題であります「選択的夫婦別姓制度の実現に向けた取組について」を検討していきたいと思います。まず、日弁連の田下副会長からご説明をお願いいたします。

(田下副会長)

副会長の田下と申します。私のほうからは、本日のテーマであります選択的夫婦別姓制度についてご説明をしたいと思います。着座で失礼いたします。

お手元の資料80-1の1/13にありますとおり、現行民法の750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と規定して、婚姻に当たって夫婦が同じ姓になることを義務付けています。

これに対し、選択的夫婦別姓制度は、婚姻に当たってそれまでの姓をそのまま称するか、配偶者の姓に改姓するかを選択できると、こういう制度です。選択的夫婦別姓制度といいますと、夫婦が別姓であることが強調されているように思いますが、実際には、婚姻に当たってそれまでの姓を使い続けるかどうかを選択できるという制度です。

この問題に関するこれまでの日弁連の取組を簡単にご紹介いたしますと、資料の1/13の下の方にあります「選択的夫婦別姓制度の導入をめぐるこれまでの動き」という欄をご覧ください。非常に小さい字で申し訳ありません。

日弁連は、1993年の人権擁護大会で、選択的夫婦別姓制度の実現を求める決議を採択しています。そして、1996年には、ご承知のとおり法制審議会が、選択的夫婦別姓制度を導入する民法の一部を改正する法律案要綱を法務大臣に答申しています。しかし、この改正が実現されないまま、既にもう28年が経過しているという状況です。

この間に、2015年と2021年に最高裁で民法750条は合憲という判断が示されています。日弁連は、2021年の最高裁決定に対して遺憾の意を示す会長声明を公表し、さらに同じ年には、「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」を発出いたしました。

そして、先ほど会長の挨拶にもありましたとおり、今年6月に開催した日弁連の定期総会では、日弁連の総意として選択的夫婦別姓制度の導入を求める総会決議を採択いたしました。その決議が、資料の80-2、2/13以下となります。

この決議は、大変長いものとなりますので、日弁連が現行の民法750条について、法的にどういう問題があると考えているかについて、簡単にご説明をしたいと思います。資料にもありますとおり、日弁連は現行の民法750条は、憲法13条、14条、24条に反するものと考えています。

まず、憲法13条の関係です。ご承知のとおり、憲法13条は幸福追求に対する国民の権利は、国政の上で最大の尊重を必要とすると規定しています。婚姻は、まさに人生を共にする伴侶を選ぶものですから、究極の幸福追求ではないか、と考えています。したがって、婚姻の自由は、個人が自律的に生存するために最も重要な権利の一つでありまして、憲法13条によって保障されていると、このように考えています。

しかし、現行制度は、夫婦が同じ姓にならなければ婚姻できないとするものでありまして、婚姻の自由に対する不当な制限であると、このように考えております。

それから、氏名は、人が個人として尊重される基礎でありまして、人格権を構成するものです。これは最高裁の判例も認めています。これも憲法13条によって保障されています。

しかし、民法750条は、婚姻に際して、それまでの姓を維持したいと希望する人の意に反して改姓を強制するもので、人格権を侵害するものです。

次に憲法14条の関係です。婚姻に際して、姓を変えるかどうかは、個人の生き方に関わる問題で、憲法14条1項の「信条」に当たるものです。しかし、別姓を希望する夫婦は、その生き方や信条に反して夫婦同姓、これを選択しない限り法律上の婚姻ができません。

この点において、別姓を希望する人と同姓を希望する人との間には、差別的取扱いがあり、民法750条は憲法14条にも違反すると考えています。

さらに、憲法24条の問題です。憲法24条1項は「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有する」ことを定めています。しかし、現行制度は、婚姻に当たって両性の合意以外に、夫婦が同姓であることという制約を課してありまして、不合理な規定となっています。

それから、憲法24条2項は、婚姻や家族に関する事項に関しては、法律は個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならないと規定しています。

民法750条は、先ほど説明いたしましたとおり、婚姻に当たり夫又は妻のいずれの姓も選択できるとしてありまして、形式的には平等な規定になっています。しかし、現実には、新たに婚姻する夫婦のうち実に約95%は、妻が夫の姓に変えているという状態です。この95%という数字は、非常に衝撃的な数字であると思います。

その背景には、やはり女性は男性の家に嫁ぐものであるという旧来の家父長的な家族観、あるいは夫は外で働き、妻は家を守るという固定的な性別、役割分担意識、こういったものがいまだに根強く残って、それが多くの女性にとって無言の圧力になっていると考えられます。夫婦同姓を義務付ける現行規定は、現実には多くの女性に改姓を強いるという結果になっていまして、憲法24条にも反するものです。

日弁連としては、現行制度は、このように憲法で保障された権利を侵害するもので、まさに人権問題であると考えています。

さらに、国際的に見ましても、民法750条は、日本が批准している女性差別撤廃条約や国際人権規約の自由権規約にも反するものです。国連の女性差別撤廃委員会は、日本政府に対し、これまで3度にわたり現行制度を是正するよう勧告を出しています。

今年の10月にも国連の女性差別撤廃委員会による日本政府報告書の審査があるのですが、ここでもどういう意見を出すか、非常に注目されているところです。

自由権規約委員会も2022年11月の総括所見で、民法750条が実際にはしばしば女性に夫の姓を採用することを強いているという懸念を表明しております。世界的に見ましても、法律で夫婦同姓を義務付けている国、これは日本の他にはありません。

それから、最高裁の判断について説明をしたいと思います。最高裁判所は、2015年と2021年に民法750条を合憲とする判断を示しています。しかし、最高裁は、選択的夫婦別姓制度の導入を否定しているわけではなく、国会での議論を促しています。

私どもは法律家の団体ですので、具体的に最高裁がどのように述べているか、2021年の最高裁決定の内容を少しご紹介したいと思います。

最高裁は、「現行制度の合理性に関わる国民の意識の変化や社会の変化等の状況は、本来立法機関である国会において不断に目を配り、これに対応すべき事柄であり、選択的夫婦別姓の導入に関する最近の議論の高まりについても、まずはこれを国会において受け止めるべきであろう。選択的夫婦別姓の採否を含む夫婦の氏に関する法制度については、子の氏や戸籍の編製等を規律する関連制度を含め、これを国民的議論、すなわち民主主義的なプロセスに委ねることによって、合理的な仕組みの在り方を幅広く検討して決めるようにすることこそ、ことの性格にふさわしい解決というべきであり、国会においてこの問題をめぐる国民の様々な意見や社会の状況の変化等を十分に踏まえた上で、真摯な議論がされることを期待するものである」と、このように述べています。

このように、最高裁は、合憲という判断をしたという点のみが強調されていますけれども、実際には、国会での真摯な議論を期待すると、非常に踏み込んで国会での議論を促していると言えるのではないかと思います。

そして、ご承知のとおり近時の世論や社会情勢に目を向けますと、各種調査において選択的夫婦別姓制度の導入に賛同する意見が高い割合を占めています。また、多くの地方議会でも、制度の導入を求める意見書が採択されています。

さらに、経済界も現行制度が女性の活躍を阻害するとして、夫婦別姓制度の導入を求めて

います。ご承知のとおり、今年の6月10日には、経団連が政府に対して、この制度の導入を求める提言を発表しているという状況があります。

それから、いわゆる通称使用について少し説明をしたいと思います。婚姻によって姓が変わりますと、キャリアが断絶されるといった不利益がもたらされますけれども、これについては、通称使用を認めることによって緩和されるとする意見があります。

しかし、通称使用は、通称と戸籍名との同一性の証明を要求されるなど、煩雑でむしろ混乱を招くことが指摘されています。先ほど申しました経団連が発表した提言を見ましても、例えば金融機関での取引とか、海外渡航の際等に通称使用によるトラブルがあったことが報告されています。

また、日弁連は、弁護士登録に際して職務上の氏名というものの使用を認めているのですが、この職務上の氏名、いわゆる通称ですが、これを用いて活動している方からは、戸籍上の氏名との同一性を証明するために、本来必要でない戸籍謄本等の提出によりプライバシーを明らかにしなくてはならないとか、本来の氏名を名乗って正々堂々と活動できないのは悲しくて悔しいと、こういった意見が出されています。

夫婦別姓に反対する立場からは、通称を法制化すればよいというような意見はありますが、その内容がどういうものかというところはよく分かっていません。

ダブルネームを管理することによる社会的なコストもかかるのではないかと考えられます。そもそも通称を法制化していながら、それでもなお戸籍上の姓は同一にしなければならない、その理由はなぜかという疑問も残るところです。この議論につきましては、今後もその動静に注意する必要があるかと思えます。

ご承知のとおり、選択的夫婦別姓制度については、伝統的な家族観を尊重する立場から、家族の絆や一体感を損ねるものであるとして導入に反対する意見があります。

しかし、現在は、個人の価値観が多様化し、家族の在り方も大きく変化していますので、家族の絆や一体感を強めるものは何かという問いも、まさに個人の思想や生き方に深く関わる問題でして、一つの答えを見出せるものではありません。

また、夫婦別姓を認めると親と子どもの姓が違うこととなりますので、子どもがかわいそうだといった意見もありますけれども、良好な家族関係は、それぞれの家族の信頼の上に築かれるものでありまして、決して家族の姓が同じかどうかによって左右されるものではないと考えています。

夫婦別姓制度を導入した場合、子どもの姓がどうなるのか、ということが大きな問題になるかと思えます。1996年の法制審議会の答申では、婚姻する際、子どもの姓をどうするかをあらかじめ決めておくという案が出されていました。

これに対して、日弁連の総会決議では、子どもが生まれたときに決定すればよいという意見を述べています。ただ、この問題については、いろいろな考え方があり得るところですので、日弁連としてもこれから更なる議論が必要であるかもしれません。

選択的夫婦別姓制度を導入しても、同姓を希望する夫婦には何の影響を与えるものでも

ありません。婚姻に当たっての選択肢を増やすものであって、まさに多様性の尊重を求める時代の要請に適うものであると考えています。

夫婦別姓制度の導入は、今や女性だけではなく、社会からも大きな期待が寄せられています。私は、この問題は、日本が多様性を尊重する国であるかどうか、人権を尊重する国であるかどうか問われる試金石であると考えています。

渚上会長は、冒頭のご挨拶にもありましたように、日弁連初の女性会長として、この制度の導入に大変強い意欲を持っておられまして、会の内外からも大きな期待が寄せられています。

先日、自民党の作業部会がこの議論を再開したという報道がありましたけれども、この制度の実現については、これからが正念場であると考えています。

日弁連としましても、この制度の実現のために全力で取り組んでまいりたいと思いますので、本日は、委員の皆様から忌憚のないご意見を頂戴できればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

(北川議長)

田下副会長、丁寧なご説明をありがとうございました。

いつもは2つの議題を議論することが多いのですが、渚上会長が就任されて初めての市民会議ということで、今、田下副会長からご説明のあった選択的夫婦別姓制度について、幅広く委員の皆さんから自由なご意見を承りたいというご希望をお聞きしていますので、今日は1つの議題に絞らせていただいた次第です。

それでは、田下副会長からご説明がありました選択的夫婦別姓制度について、委員の皆さん方から、それぞれご意見等を拝聴いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ご意見がある方はどうぞ。伊藤委員、お願いします。

(伊藤委員)

伊藤です。まず、個人的な話をさせていただきたいと思います。私の本名は伊藤ではなくて、戸籍姓は別です。私は一人娘でして、結婚するときはどうするか大変困りまして、しばらく入籍をしないでいて、いろいろ事情もありまして、入籍して夫の姓になりましたけれども、ずっと伊藤の姓、旧姓を使用しています。

併せて、私には2人娘がいるのですが、1人は伊藤姓にしています。今回のこのご提案について、そういう意味で言うと、個人的には選択的夫婦別姓制度があるといいなと本当は思っている立場ではありますが、決議に書かれていることは全く持ってそのとおりだと思います。一方で、書いてないなと思うのは、いつも分からないと思っているのは、家族の絆が大事だから反対だと言われている人に対して、私などは逆に家族の絆が大事だから伊藤のままにいたかったのですね。

要は、家族の定義をどう考えるか、という問題があるのですが、同居する者を家族と考えるのか、血族である例えば両親のことを考えるのか、と考えると、普通に考えると両方とも考えられるわけですが、これだけ少子化で一人っ子が増えたりすると、一体どうする

のだと。例えばお墓をどうするとか、そういう問題が必ず出てきて、逆に家族の絆を大事にするがゆえに悩むということがあると思います。ここで書かれているようなことは本当に全くもって正しいし、全くもって賛成するのですがけれども、併せて、何かむしろ変な言い方ですがけれども、保守的というような考え方だからこそ、そういうことも含めて、何となく名前を守っていたかった。仕事上もそうですけれども、以前から話されていた選択的夫婦別姓の置かれている状況と、今日に置かれている状況はおそらくだいぶ違っているのではないのでしょうか。

こういったことに関して反対をするような政治家の先生等も、例えばお子さんが1人でどうしようかと思っているとかいう人は、実はたくさんいらして、もう少しその辺りも配慮というか、考えてあげるほうがいいのかと思います。理屈の上では完全に正しいと思っているのですがけれども。

お歳暮を親戚に出すのに、伊藤で出すべきか、どの名前を出すべきか、いっそ名前だけで出すかというように考えたりしました。たまたま私の親が家を継いでいたという感覚がある人だったものですから、そうするとあの家はなくなるのか、というように親戚が思うとかわいそうだなと思って、そういうことを悩んだ記憶もあります。何となく家族の絆とか、非常に新しい考え方だからかと思っている人がいるのだけれども、実は全然そうではなくて、それぞれの人によっていろいろな状況があって、いろいろな在り方の中で、皆が一番いい選択をするということができて何が悪いのでしょうか、ということではないかと思えます。最近の社会の変化の状況というのも、その背景として、当然地方公共団体等で意見書の採択が加速する理由は、男女平等とか、そういったことだけではない、おそらく個々の方々のお悩みも背景にあるのではないのかなと、つい思ってしまうものですから、そういうことも書かれてはいるのですが、少し配慮して、10年前と今とは少し違う状況にあるというふうなことを言わないと、何か対立図式になってしまうので、説得できないのではないかなと考えています。以上です。

(北川議長)

ありがとうございました。今、いろいろな素晴らしいご意見をいただいたのですが、田下副会長あるいは淵上会長から、フリーにご意見をいただくということで、ご提案といたしますか、こんな考え方もあってもいいのではないかと、というようなご意見をいただきました点について、コメントをいただけたらと思います。

(淵上会長)

やはり日弁連は日弁連らしい意見を言うという前提があって、選択できる、つまり、同氏を強制されるという状況を、選択ができるという権利にすべきであると考えています。先ほど田下副会長が説明したとおり、憲法違反であるという主張はしつつも、一方では、現在のこの少子化の問題に関しては、説得しやすい手法があればそういう主張もしていくというふうには思っております。

特に、やはり家制度というもの、戸籍制度の意義というようなところをおっしゃる方がい

る中で、現代の日本の置かれている状況、少子化がどんどん進んでいく中で、その原因、要するに氏を変えなければいけないことに躊躇し、婚姻に至らないパートナーがいるというようなところを考えると、少子化の解消にもつながるとい背景が存在することを否定しているわけでもなくて、ただ、それは日弁連らしさが若干薄まるものですから、なかなか申し上げにくいという面もあります。

少子化対策だけではなく、後継ぎ問題とか、そういうところにも影響するのだという、まさに伊藤委員がおっしゃっている表現も含めて納得してもらわなければいけません。もちろん、人権の観点で納得してくださる方は人権の観点でと思いますし、そういう様々なところからアプローチをしなければいけないとは思って、今運動をしているところです。

ただ、どうしても、保守という考え方、保守概念が、どういうふうな広がりになるのか、というところがある中で、家父長制度、家制度、明治民法的な発想はやはり我が国には残存しているのだと思います。

その我が国の残存しているものの中で、これを変えるというところは、非常にハードルは高いなというところは分かっているのですけれども、現代社会において、女性が活躍している状況の中の大きな阻害要因であると思っているのです、是非進めていきたいということで、副会長を総動員して取り組んでいるところです。

(伊藤委員)

今ご説明いただいた日弁連としての理屈の立て方は、これでももちろんいいと思うのですけれども、背景のところをもう少し丁寧に書いていただくと、いろいろとご説明されるときの手がかりになるのではないかなと思いました。理屈で攻められるという感じになると、それだけだとちょっと、という人も多分いらっしゃると思うので、そういう印象を持ちました。

現場の状況で言いますと、私も取締役会等出て、判子を押してくださいと言われたときに、旧姓と戸籍姓どちらの判子を押せばいいのだろうと、間違えて押し直したりとかということになったりするようなことがあり、大変面倒だなとは思っていますので、むしろ実務的にもこういう形になるのが望ましいとは思ってはいるのですけれども、少しそういう感じがしました。

(北川議長)

田下副会長、今までの議論の中で、今の点についてコメントはありますか。

(田下副会長)

先ほど伊藤委員が、家族の絆を大切にするために別姓が必要ではないか、とおっしゃったのですけれども、私はいわゆる保守派の方が言っている家族の絆というものは、それは男系の家族との絆ではないかという、それがコアにあるのではないかと考えています。それが先ほど言いました95%という数字に表れているのではないかと考えざるを得ないと思います。

ただ、それを実証的に説明せよと言われても、やはり非常に難しい。ですので、日弁連としては、やはり憲法を前面に押し出してやっていく。これが正当と言いますか、法律家

としての立場ではないかと思っています。

今、経済界は、社会において活動する女性の活躍を阻害するものであるから、別姓を認めろと言っているのですけれども、それは確かにそうだと思うのです。ただ、実際には、別にそんなに社会に出て活動する人ではない人、少し語弊があるかもしれませんが、普通に家庭に入って生活する人もやはり婚姻に当たって姓を変えることは非常に苦しかったという意見があるのですよね。

ですので、自分のアイデンティティを守るために別姓にする。別姓というのは、私は結果だと思っています。冒頭に申しましたように、実際この制度は、それまでの姓を使うかどうか、それを選べるという制度だと思っていますので、これまでの姓を使うことを選んだら、その結果別姓になるわけなので、あまり別姓別姓と言わなくてもいいのではないかと、個人的には思っています。上手く説明ができませんけれども、そのようなことを感じながらこの活動に取り組んでいます。

日弁連が憲法のことを言っているのは、非常に正しいというか、日弁連としては、このことを正面にあげて進めていくのがいいと考えていました。

(北川議長)

ありがとうございました。

ご意見がございましたらどうぞ。

(井田委員)

井田です。1996年に法制審の答申が出されて28年になります。瀧上会長が在任のうちに30年記念が近づいてしまうという段階ですので、是非任期中に実現していただきたいと、私も感じました。

1996年の法制審の答申というのは、決して悪いものではなくて、別姓以外にも婚外子の相続差別の問題ですとか、婚姻年齢の男女差の問題ですとか、再婚禁止の期間の問題であるとか、それぞれに妥当性が問われ、これはやはり変えなくてはいけないよねという項目と併せて、夫婦別姓の話も入ってきているものです。先に申し上げた三つは、もう既に最高裁が違憲判決を出したり、選挙年齢とか、民法の成年年齢が下がったタイミングで上手く変えられたりというようなことで自然に改正されてきていて、選択的夫婦別姓の問題だけが残っているという状況です。その間にいろいろな人生のステージを過ぎてしまった人間にとっては、とても不思議に思えて、どうしてこれだけがぽつんと残ってしまったのだろうかということを思っています。

私は伊藤委員がおっしゃったこととすごく共感するところがあって、やはり家族の絆が大事だからこそ別姓なのでは、と思うのは、先ほど憲法24条との適合性のお話で、95%の女性を変えているというお話があったのですけれども、では男性もより姓を変える側に回って50%:50%だったらいいのかというと、決してそういう話ではなくて、今女性のほうが主に変えているのも、自分を変える不便も嫌だけれども、その大変さが分かるからこ

そ、相手にも変えさせたくないというところで、どちらかが折れていて、折れるのが女性のほうが多いと、そういうことなのかなと思います。私を変えたのだよねという思いというのは、結婚生活が続く中でもいろいろなところで思いを巡らすこともあり、また、これだけ離婚率が高いときに、今度離婚して、じゃあ姓をどうすると悩むのもまた同じ人というところも、なかなか非合理的なところもあり、何と申しますか、家族で仲良く、結婚して、子どもを持っていい関係でいられるためにも、そういった絆を保っていくためにも、選択肢をただけるといいなと思っている人は多いのではないかなと思います。日頃いろいろなカップルの方たちの取材を通して感じているところですので、そういういろいろな人と一緒に運動を盛り上げていただければと思います。

(北川議長)

伊藤委員、どうぞ。

(伊藤委員)

一つだけ補足させていただくと、先ほどのお話で言うと、今一人っ子が2割ですよ。それから結婚している方のうち3割は再婚の方となっているような状況であるということも少し気にする必要があると思います。今おっしゃったように、私は自分が変えましたけれども、その理由は、あなたは自分が嫌だと思ふことを人に強制するような人間なのか、という議論に負けたからでありまして、鏡返しをすればよかったですけれども、それで変えてしまったのですが、そういうところもあるかなとは思っています。

(北川議長)

吉柳委員、どうぞ。

(吉柳委員)

結婚して姓を変えた人が離婚をすると、銀行とか証券会社とか、何十時間も手続に時間を費やすことになります。そのたびに、女性が時間を使わなければなりません。社会的に活躍する女性がたくさんいる中で、そうしたことを1回経験すると、2度と結婚したくないという動機に繋がったりして、ひいては少子化問題とかにも繋がっていると思います。

決議に書いてあるとおり、オプションを持てるということだと思うので、その選択肢がないということは、日本はやはり世界的にも遅れすぎていて、いろいろなビハインドに繋がっているのではないかなという個人的な思いが昔からありました。これはやはり世論のボトムアップによってもっと圧をかけるしかないなということで、NPOに持ち掛け、そちらを母体にして今年の国際女性デーの日に「Think Name Project」というプロジェクトを立ち上げて、大手企業約20社に共鳴いただきました。エイプリルフールのように、メディアに取り扱っていただくために、「佐藤さん問題」というアクションを展開しました。これは東北大学の教授に試算いただいて、500年後には、夫婦別姓を選択しないと日本人は全員佐藤姓になるよという、それぐらい馬鹿らしい話だよということを発信しまして、NHKも含めて全局に取り上げていただきました。協賛いただく企業に、エイプリルフールなので、全企業名が佐藤だったらみたいな企業名に変えていただいて、日本をこれぐらいオプションがな

い社会とか、没個性の社会にするのですか、というところを世論に提示しました。私は自分の意思でそういうプロジェクトに参画したのですけれども、より世論を国会に届けて動かす、議員さんに動いてもらわないと変わらないので、そういう活動が増えていくといいなと思いました。

(北川議長)

ありがとうございました。清水委員、お願いします。

(清水委員)

連合の考えということではありませんが、今皆さんのお話を聞いていて、まだいろいろ慮るのですか、まだそんなことを言っているのですか、という感覚ですね。

実際に、困っているから変えてほしいという訴えまで起こして、先ほども副会長からご説明がありましたけれども、最高裁は婚姻を規定している、財産や離婚まで書いてある憲法24条を踏まえた法制度の在り方は国会で議論すべきだと、そういった部分まで言っているわけです。そもそもところで言われている人権云々よりも、憲法24条で言われているわけです。国会において、この問題を国民に問うような意見、社会の状況を経た十分な真摯な議論をせよと言われているわけで、今こそやらないで国会議員は何のためにやっているのですか、それだったら700人もいませんよという話になってくるのではないのでしょうか。

2022年7月に連合は「夫婦別姓と職場の制度に関する調査2022」というものを実施したのですが、64%が別姓容認なのですね。64%しかない、愕然としましたね。

先ほど少子化のお話がありましたけれども、ジェンダー・ギャップ指数というものがあります。1970年代はフランスも日本も同じようにジェンダー・ギャップ指数が低かったのですけれども、フランスは上がりました。少子化の部分で言えば出生率も含めて上がっています。これは施策の問題です。家族を大事にする云々にすり替えられてはいけないと思います。

今必要なことは、反対だと言っている人たちの声がとても大きいので、この人たちを説得しないといけないということです。その他大勢の人は、あまり考えていないと思います。自分に関係ないからです。例えば、このことについて真摯に考えるのであれば、高校生等がどう思っているかということ、高校生に行ったいろいろなアンケート調査がありますけれども、結構別姓容認ですよ。それはそういうふう育てられているからだと思います。しっかり主権者の教育等をやっていかないと、この間のLGBTと同じで、当事者の声は多くあるのだけれども、当事者でない反対の声があって、他の人たちがしっかりしていないので、先の通常国会のときのように、とても悪い形で収まってしまうことになるかもしれません。国会議員の中で、自民党も含めて超党派でやろうと言って法案まで作っていたのに、最悪の形としてマジョリティだけの話になって、マイノリティの視点が全くなかった、とんでもない法案になってしまいました。

でも、世の中は多様性と言っています。私は根本の在り方として、そこは厳しく見なければ

ばいけないのではないのかなと思っています。

ですので、決議もそうですけれども、日弁連の皆さんと連合も一緒になってやりましょうよ、連名できちんとしたものを出すと、街頭で高校生たちに働きかけたりしませんか、部屋の中にいるだけではなくと、それぐらいのことを連合の組合員に言いたいですよ。

自分たちの製品を買う若い人たちとか、これから生きる若い人たちに、この問題をこのまま放っておいていいのですかと言いたいと思います。本当に気を付けて見ないと、日本の国はそれこそ何年も先に少子高齢化以前の問題として、民主制なり何なり、そういったものが壊れてしまうのではないのかなと思います。今日は是非進めなくてはいけないという強い立場で来たのですが、最初に会長が意外とマイナス方向のことをおっしゃっていましたので、少し厳しめに言いました。

(北川議長)

渕上会長、ご見解はいかがですか。実現をする決意などありましたら。

(渕上会長)

運動論の話をさせていただくと、あまり申し上げていなかったと思うのですが、与党の中に岩盤のような反対派がいるという、それ自体は十分に認識しています。これを変えていくため、既に7月の理事会で、全国の弁護士会の会長宛てに各自治体がこれを導入する決議等を採択していただくように、再審法でやっているような運動を行っていただきたいというお願いをしました。

再審法のように超党派で一枚岩になっているのと違って与党の中でも割れているという問題ですので、それについては十分に注意しながら進めるべきだけでも、そのよい方法としては、まずは選択的夫婦別姓が必要であるという勉強会を各地で議会に向けて弁護士会のほうが仕掛けてほしいというような話をさせていただきました。

理屈的に負けるはずはないというのが、こちらの前提ですので、まずは理屈をご理解いただくことが必要だと思っています。あとは感情の問題になっていくのかなと思うので、その感情を和らげる方法という趣旨で、少し引いたようなお話をさせていただきました。

全国の議会に導入を求める決議をしていただきたいという活動をこの7月の理事会以降進めていこうと思っています。

そういう意味で、もし連合さんと一緒にあちこちで何かやりましょうということになれば、ようやくワーキンググループが動き始めましたので、是非ともよろしくお願ひしたいと思います。

大変恐縮ですが、連合さんのほか、経済界ともしっかり手を組んでこれを進めたいというところで、経済界とのシンポジウム、その他の会議も行おうとしているところです。

(北川議長)

この問題は、渕上会長が日弁連の会長に立候補されるときに公約と言いますか、考え方ということが前提になって、今日の運びになっていると理解してよろしいのでしょうか。

(渕上会長)

2021年の荒執行部のときに最高裁の判決が出たのです。これには皆でかなり怒っておりまして、ここで違憲判決さえ出ればと思って、すごく期待していたところが合憲になりました。しかも、違憲とした裁判官が1人減りました。そのときに意見書も出しましたし、国会議員等に対する一斉要請活動もその年の12月の理事会の際に行われました。

そのときに当時の首相にもお会いしましたが、なかなか与党の中の問題であるということも、そこでは再度認識していますけれども、ある意味2年間何も動かないという時期がありまして、私が会長になった以上は、どこにでも言うておりますが、しつこくやりたいと思っています。そう簡単にはいかないとしても、しつこくやり続けること。ポツン、ポツン、ポツンと言っているでも解決しないので、しつこく同じことを言い続ける。実現に向けて言い続けるというようなことを申し上げて今に至っています。

(北川議長)

ありがとうございます。林委員、お願いします。

(林委員)

ありがとうございます。私はこの問題について、1990年代に研究者になって以来注目しており、そろそろ疲れてきているところです。また、最高裁が2回も「合憲」判決を出しているところを見ると、私は最高裁というところが全く分からなくなっているのですけれども、この国の男女平等の実現について関心がないということなののでしょうか。

最高裁が合憲と言っている理屈と、今日ご説明いただいた話とを、どう整合性をもって理解したらよいのか。最高裁というものが一つの権威だとしたら最高裁の理屈をもっと研究することで、まずは議論の相手方が何を考えているかということを探る必要があるのでしょうか。

一つ考えるのは、この話は理論や理屈ではなくて、戦略の話ではないかと思うのです。要するに、ここでもしオーケーすると、自分が左翼に見られるのが嫌だとか、そういう感情的、感覚的な理由で反対をしているというところがあるのではないかと思います。実際に女性の議員でもご自分では別姓を使っているのに、制度には反対している人がいますが、理屈が通らないと思います。

私の専門はメディア研究なので、この問題についても論文があるのですが、保守派の新聞といわゆるリベラル系の新聞だと、この議論については量もリベラル系のほうが多いのですが、それだけではなくて、キーワードを取ると、リベラル系の新聞のほうは、女性というキーワードが同時にたくさん出てくるのです。ところが、保守系の新聞になると、ほとんど女性という言葉は出てこなくて、家庭とか戸籍とかそういう話になっている。つまり、女性の視点というものが抜け落ちているのです。

要するに理屈の話ではなく、世界観の問題であるということと共有して、まずはそこから戦略を練るのが必要なのかなと思います。その辺りについてこれまでやってこなかったことが何だったのかということと考えることとともに、最高裁は男女平等についてももう少ししっかりと考えよと言えないのか、いかがでしょうか。

(田下副会長)

最高裁の理屈は二つあるのです。一つは、結婚というものは、あくまでも法制度だと言っています。国が用意した法制度なので、憲法上こうしなければいけないということは、一つに決まっているわけではないと、こういう言い方をしています。ですので、どういう制度を作るかということは、ある程度、国の裁量が認められると、これが一つの理屈です。

もう一つの理屈は、今同姓を義務付けているのですけれども、それは家族の呼称としての意味があるという言い方をしているのですね。これがどうなのかという気がするのですけれども、別姓を使わないと社会生活が送れないということは、もう家族の呼称としての意味が失われているのではないかと思うのですけれども、一応最高裁は、家族の呼称としての意味があるから、やはり同姓を維持することは必要であるという二つの理屈だと思えます。

これが、第3次訴訟になるとどういう判断をするか非常に興味を持っているのですけれども、ただ時間がかかりますよね。

(林委員)

訴訟が何度あっても、毎度合憲が出ると、次やってもまた同じなのではないかと思ってしまうと、多くの女性たちの裁判や司法制度に対する信頼はなくなりますよね。結局、法律家や日本の法システムが、私たちを守ってくれないとしか見えなくなってしまう。法制度とはもっとも弱い人、困っている人の人権擁護のためにあるという法制度の基本的考え方がますます弱まってしまうと思うのです。

「司法業界」の中では、「しょうがないよね、最高裁は」というような感じなのかもしれませんが、司法判断の感覚は一般の人たちの感覚からは離れてしまい、結局法制度への信頼も薄れていくように思います。

(淵上会長)

現状において、第3次訴訟は提起されておりまして、第3次訴訟に期待するところは大きいのですけれども、それより前に国会を動かしたほうが早くできるという、そういう発想で今動いているところだと思えます。

まだ、一審が始まったばかりですので、それはとにかく時代の変化というようなところをきちんと主張して、また新たな訴訟が起きていると思っております。最高裁が変わらなければ、という思いは私にもあって、だからこそ2021年に怒っていたわけですが、若干最近、その傾向は変わってきたかなというふうに、同性婚の訴訟の判断が出ますので、同性婚を認めないことが違憲だとなりますと、これは一つ大きな変化があるかなと思っておりますし、LGBTQで体を傷つけないでも性別を変えられるということについても、最高裁の考え方が出てきているということは、要するに多様性を認め合う社会の実現という部分では、若干変わってきたのかなと思えます。

そこに書いていたかどうか分かりませんが、最初の判決のときには、5/15が違憲といひまして、2021年では4/15だったのですけれども、一つ減ったということも、8対

7にさえなればいけるわけなのですが、8にするために今の最高裁判所の裁判官の状況でいいのか、という問題は当然あるかなとは思っています。最高裁の裁判官にもっともっと人権とか、多様性を実現する部分の必要性とかそういうものについてご理解いただくような方がなっただけならばと期待しているところです。少しその傾向は出てきているのかなとは思っています。

(河野副議長)

今日は女性の委員が多いので、何となく身につまされる話かなと思っていました。今回このテーマを議題としていただいたときに、渕上会長が就任されましたし、時宜を得たと言いましょか、機が熟したというふうに受け取りました。決議のタイトルも「今こそ選択的夫婦別姓」、何度もこの「今こそ」があったのかと思いますが、本当に今やらなければだめなのではないかということも私も強く感じています。

振り返りますと、私はもともと河野ではありませんでした。結婚したときに名字が変わることに対して、実は大きな違和感はなかったのですね。そういうものだろうと受け止めました。

私の子どもたちが2010年代に皆家庭を持ちまして、女の子はかなり葛藤があったようです。特に職場では、やはり通称を使うと言いましょか、もともとの自分の氏名を使って、キャリア形成に不利益にならないようにしてやってきたと思います。

それで、改めて考えてみて、何がこの問題というか、選択肢を増やすというだけの話なのに、何が妨げているのだろうか。なぜ、改善に向けて弾みをつかないのかと思ったら、先ほど清水委員の言葉にもありました、当事者が実は声を挙げてこなかった。私にとって大きな問題意識となるような自由ではなく、不自由だったけれども、少しだけ忍耐力を発揮すれば乗り越えられると、周りを見ても皆そうだったというところで、女性が声を挙げてこなかったのではないかということが、一つ反省としてありました。

法律の解釈とか憲法の解釈とか、真つ当な方向からいくということももちろん大事だと思いますけれども、私のレベル感からするとやはり先ほど吉柳委員がおっしゃったように、「皆佐藤になっちゃうぞ」というような形で、世論にどうやって効果的に訴えていくか、というところについては是非戦略的に取り組んでいただきたいと思います。

このままだったらどんなリスクがあるのか、もしこれが実現したら社会にはどのような便益がもたらされるか、そういうふうな現状が維持されること、変わることによって、何がどう得られるのか、失うのかというところを是非大局的に整理していただいて、戦略に使っていただければと強く思っているところです。

当然のことながら、これは女性の不利益だけではなく、社会全体の不利益であろうということは、これまでの皆さんの議論を伺っていて、私も理解したところですので、ぜひ社会全体のリテラシーを上げるというところに注力していただければと思っています。

日々生活していると、そういったところで運動に頑張るところまでは、とてもそのパワーは使えませんが、より多くの人たちを巻き込んでいくというところで、そういった

戦略を考えていただければと思っていました。

それから、この問題を解決するには、誰と戦うのかというところが、やはり私のレベルでは見えてないのかなと思います。最後は、国民の声をしっかりと大きくして行って、国会を動かしていくのが一番近道だと思いつつも、具体的に今後どういう計画をもって、誰に対してどういう訴えかけをしていくのか、そこで何を獲得していくのかということに関しましては、今日のこの資料の最後のところでも、これからも早期実現のために全力を挙げて取り組む決意です、とあります。

でも、ここはまだ決意だけなので、この先に実行計画が、アクションプランがついてこないとまずくて、そのアクションプランの質を是非上げていただきたいなと思っているところです。

(北川議長)

ありがとうございました。以上でこの議題は終わらせていただきたいと思います。

それぞれのお立場から有意義なご発言をいただき、積極的なご発言をいただき、本当にありがとうございました。

議題(2) 次回の日程について

(北川議長)

次回の第81回の市民会議につきましては、既に内定しておりますとおり9月25日(水)午後3時から午後5時に開催予定ですので、ご予定のほどよろしくお願いを申し上げます。

また、開催通知は事務局から追ってご送付いただくということです。

それでは、委員の皆さん、どうもありがとうございました。

<了>